

新型コロナウイルス感染症への対応方針について 社会体育施設等の利用のお知らせ

(令和3年4月23日 更新)

岐阜県独自の「非常事態宣言」をうけ、標記施設の利用について下記のとおりとさせていただきます。ご理解、ご協力よろしく申し上げます。

◎下記施設の夜間開放時間を20時までとさせていただきます。

◆中央公民館、屋内外社会体育施設（町民体育館、各テニスコート、各グラウンド）、
フィットネスルーム

4月26日（月）～ 5月11日（火） : 開放

◆学校開放施設（体育館、グラウンド）、下宮地区公民館、生涯学習館

4月26日（月）～ 5月11日（火） : 一部開放

スポーツ少年団活動、中学校部活動・スクール活動、体育協会、
スポーツクラブ、文化団体の加盟団体のみ

※なお、この期間を延長する場合があります。

《お問い合わせ先》

○社会体育施設、学校開放施設、下宮地区公民館について

神戸町教育委員会 生涯学習課

電話：0584-27-0182

○中央公民館、生涯学習館について

神戸町教育委員会 中央公民館

電話：0584-27-7321

○フィットネスルームについて

NPO 法人ごうどスポーツクラブ

電話：0584-27-1171